

建設工事の前金払及び中間前金払について

西米良村では、村が発注する建設工事において、平成26年4月1日以降に契約する請負工事について、中間前金払を実施することになりました。

1 前金払について

「前金払」とは、請負代金額の100万円以上の工事について、請負代金額の10分4以内の額を請求することができる制度です。

2 中間前金払とは

「中間前金払」とは、一定の条件を満たしている場合に、既に支払った前払金に追加して、工事請負金額の10分2以内の額を支払うことができる制度です。

これにより、工事の完成前に合計で工事請負代金額の10分6以内の額を工事資金として活用できることとなります。

3 中間前金払の対象

1件の請負代金額が100万円以上の工事が対象となります。

(※建設工事に係る測量、設計、地質調査等の委託業務は中間前金払の対象になりません。)

4 中間前金払の条件

中間前金払は、既に前金払を行っている場合で、次の要件をすべて満たしているときに適用になります。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分に1を経過するまでに実施すべき工事が終了していること。
- ③ 工事の進捗率が、契約金額の2分の1以上の額に相当していること。

(※前金払と同様、保証事業会社の保証が必要です。)

5 問い合わせ

前金払、中間前金払の詳細については、総務課又は工事請負担当課へ問い合わせください。